

(2020 年度監査懇話会監査セミナー)

令和元年改正会社法と監査役

～ 監査役として押さえておく内容～

令和 2 年 8 月 1 8 日

獨協大学法学教授

高 橋 均

【略 歴】 高橋 均（たかはし ひとし）

一橋大学博士（経営法）。

昭和 55 年新日本製鐵株式会社（現、日本製鉄株式会社）入社。

Nippon Steel U.S.A.,Inc, Senior Manager、鋼管営業部企画・調整室長、
監査役事務局部長等を歴任。

平成 21 年社団法人日本監査役協会常務理事。

平成 22 年獨協大学法科大学院教授。

平成 29 年～獨協大学法学部教授兼法科大学院修了生学修支援講座主任教授。

国立大学法人埼玉大学大学院博士後期課程客員教授兼任（会社法特論担当）。

埼玉弁護士会綱紀委員会委員。

一般社団法人 G B L（グローバルビジネスロー）研究所理事。

一般社団法人監査懇話会特別顧問。

一般社団法人企業研究会監事。

専門は、商法・会社法、金融商品取引法、企業法務。

企業法学会（理事）・国際取引法学会（理事）・日本私法学会・日米法学会・
日本内部統制研究学会・日本監査研究学会・東京大学商法研究会所属。

長年の実務経験と会社法等の法律の専門家としての法理論の双方からのアプローチを実践している。

【主 著】

『株主代表訴訟の理論と制度改正の課題』同文館出版（2008 年）

『最新・金融商品取引法ガイドブック』新日本法規出版（共編著、2009 年）

『会社役員の法的責任とコーポレート・ガバナンス』

同文館出版（共編著、2010 年）

『新版・会社法実務スケジュール』新日本法規出版（共編著、2016 年）

『世界の法律情報～グローバル・リーガル・リサーチ～』

文眞堂（共編著、2016 年）

『グループ会社リスク管理の法務（第3版）』中央経済社（2018 年）

『監査役監査の実務と対応（第6版）』同文館出版（2018 年）

『改訂版 契約用語使い分け辞典』新日本法規出版（共編、2020 年）

『実務の視点から考える会社法（第2版）』中央経済社（2020 年） 他

目 次

1. 会社法の改正の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
2. 国会承認・決議までの経緯・・・・・・・・・・	3 頁
3. 改正会社法（全体整理）・・・・・・・・・・	3 頁
3－1. 監査役と改正会社法	
3－2. 改正事項と対象会社	
3－3. 施行期日	
4. 監査役としての押さえておくべき項目の解説（個別編）・・	7 頁
4－1. 株主総会関連	
4－2. 取締役等の報酬	
4－3. 会社と役員の補償契約・役員等賠償責任保険	
4－4. 株式交付制度	
4－5. 訴訟上の和解	

1. 会社法の改正の背景

- ・平成26年改正会社法の国会の附帯決議において、社外取締役の選任義務化の可否を含めた企業統治の在り方について、施行後2年経過後に再検討すべきとされた（附則25条）。
- ・そこで、社外取締役の選任義務化の論点に関わらず、企業統治に関する改正をすべきとの主張があった論点についても、審議することとなった。

2. 国会承認・決議までの経緯

- ・平成29年2月に法務大臣より、下記の諮問
⇒「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの可否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」
- ・平成29年4月、法制審議会会社法制部会（「企業統治等関係」）で審議開始
- ・平成30年2月14日に中間試案を公表しパブリックコメントを踏まえて、審議が継続され、法務大臣への答申の後、閣議決定を経て令和元年12月4日に国会で承認・決議された（公布は、12月11日）

3. 改正会社法（全体整理）

3-1. 監査役と改正会社法

- ・今般の改正会社法において、監査役の制度に直接影響する改正は、代表訴訟制度における訴訟上の和解（下記、3-2（3）③）のみ。
- ・但し、株主総会資料の電子提供制度のように、執行部門の実務に大きく影響する改正もあることから、監査役としてもそれらを中心に一定の理解をしておくことは監査実務にとっても重要
- ・また、役員の一員として直接関係する可能性のある補償契約や役員責任損害賠償保険の改正内容は理解しておく意味はあり

3-2. 改正事項と対象会社

注1. アルファベット（A）～（C）は、監査役実務からみた重要度

注2. ◎は新設・○は、実務で先行している項目の法定化又は拡充

（1）株主総会に関する規律の見直し

①株主総会資料の電子提供制度（A）◎（改正会社法 325 条の 2 ～ 7）

- ・株主総会資料を自社のHPや電子ファイルによる提供が可能とすること
→上場会社（振替株式発行会社）及び定款に定めた会社が対象

②株主提案権の制限（A）◎（改正会社法 304 条但書・305 条 4 ～ 6 項）

- ・株主による議案通知請求権の行使の議案の数を 10 までと制限すること
- ・取締役会設置の全ての会社が対象

（2）取締役等に関する規律の見直し

①取締役の報酬等（A）○（改正会社法 361 条 1 項・7 項等）

- ・取締役の個人別の報酬等¹ の内容に関する方針決定
→公開会社かつ大会社の監査役会設置会社で有報提出会社、又は監査等委員会設置会社が対象
- ・取締役に自社株式又は新株予約権を付与する場合については、上限数その他法務省令で定める事項を株主総会の決議により定める必要
→金商法上の上場会社が対象
- ・自社株式や新株予約権を付与する場合には、それと引き換えに金銭の払い込みを要しないことが可能
→金商法上の上場会社が対象

②補償契約（A）◎（改正会社法 430 条の 2）

- ・会社が役員（執行役を含む）に対して費用等を補償する契約を締結する場合には、株主総会（取締役会設置会社は取締役会）の決議が必要
→該当する全ての会社が対象

③役員等² のために締結される賠償責任保険契約（D&O保険）（A）○（改正会社法 430 条の 3）

¹ 報酬等とは、報酬・賞与その他の職務執行の対価として会社から付与される財産上の利益のこと（会社法 361 条 1 項）

² 役員等とは、取締役・会計参与・監査役・執行役・会計監査人のこと

- ・会社がD&O保険等に係る保険契約を締結するときは、株主総会（取締役会設置会社は取締役会）の決議が必要

→該当する全ての会社が対象

④業務執行の社外取締役等への委託（C）◎（改正会社法 348 条の 2）

- ・会社と業務執行取締役との間で利益相反の状況にある場合に、取締役（会）の決定・決議により、会社は、業務執行取締役の代わりに社外取締役に業務の執行を委託することができる。

→社外取締役設置会社において該当する全ての会社が対象

※指名委員会等設置会社は、会社と執行役の利益相反の場合も該当

⑤社外取締役を置くことの義務づけ（B）○（改正会社法 327 条の 2）

- ・社外取締役の選任義務化
- ・経過措置有り（施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは適用しない。改正会社法附則 5 条前段）

→公開会社かつ大会社の監査役会設置会社で有報提出会社が対象

（3）その他

①社債の管理（社債管理補助者・社債権者集会）（C）◎（改正会社法 714 条の 2 ～ 7 等）

- ・社債発行の際に、社債管理者よりも権限や裁量が制限された社債管理補助者を社債管理者の代わりに設けることができる。

→社債管理者を設置する必要がある場合（各社債金額が 1 億円以上又は、社債権者の数が 50 人未満）で該当する全ての会社が対象

- ・社債権者集会の目的事項の提案に、議決権者全員の同意の意思表示があった場合には、決議があったものとみなし、かつ当該決議について裁判所の認可を受けることを要しない。

→該当する全ての会社が対象

②株式交付（A）◎（改正会社法 774 条の 2 ～ 11 等）

- ・買収会社が被買収会社の株主に自社の株式を交付することができる株式交付制度を創設

→該当する全ての会社が対象

③責任追及等の訴えに係る訴訟上の和解（A）◎（改正会社法 849 条の 2）

- ・ 会社が代表訴訟における和解をするには、各監査役・各監査等委員・各監査委員の同意を得る必要がある。

→該当する全ての会社が対象

④議決権行使書面の閲覧等（B）◎（改正会社法 311 条 4 項・5 項等）

- ・ 株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をする場合においては、その理由を明らかにする必要がある、会社は、株主が調査目的以外での請求等一定の理由がある場合を除き当該請求を拒むことができない。

→該当する全ての会社が対象

⑤新株予約権に関する登記・会社の支店の所在地における登記（C）◎
（改正会社法 911 条 3 項・930 条等）

- ・ 新株予約権の無償発行ではないときは、払込金額を登記する必要がある、例外として払込金額の算定方法を定めた場合は、その算定方法を登記する。
- ・ 会社の支店の所在地における登記を廃止（現行会社法 930 条～932 条削除）

→該当する全ての会社が対象

⑥成年被後見人等に係る取締役等の欠格条項（C）◎

（改正会社法 331 条の 2）

- ・ 成年被後見人等に係る取締役等の欠格条項を削除（現行会社法 331 条 1 項 2 号等削除）

→該当する全ての会社が対象

3-3. 施行期日

- ・ 公布日（令和元年12月11日）から 1 年 6 月を越えない範囲（株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店の所在地における登記の廃止規定は、3 年 6 月超えない範囲）

4. 監査役としての押さえておくべき項目の解説（個別編）

4－1. 株主総会関連

（1）株主総会資料の電子提供制度の新設

①概要

- ・株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類・事業報告・監査報告等、株主総会招集通知に際して提供しなければならない資料を、自社のHPの電子ファイル等で掲載し、かつそのアドレスを書面で通知した場合には、株主の個別の同意無しで株主総会資料を適法に提供したものとする制度を新設すること
- ・招集通知そのものは、従来通り書面での作成が前提（∵招集通知に、株主総会参考資料を掲載するウェブサイトのアドレスを記載するため）
- ・株主総会資料の電子化制度を採用しても、議決権行使書面は、従前通り紙媒体の使用が可能
→招集通知の発送の際に、議決権行使書面を同封
- ・現行法においても、ウェブ開示の制度は存在している（会社法施行規則94条1項・133条3項、会社計算規則133条4項・134条4項）ものの、開示の対象事項が限定されていた。
→対象事項の制限がなくなったため、遙かに情報量の拡大が可能

②目的

- ・株主総会招集手続の合理化（印刷や郵送費用の削減）
- ・株主とのコミュニケーションの促進（情報量の増加、早期の提供）

③改正内容

i）定款の定め（改正会社法325条の2）

- ・電子提供制度を利用する場合には、定款の定めが必要
- ・振替株式（社債、株式等の振替に関する法律128条1項）を発行する上場会社等は、電子提供措置をとる旨を定款に定めなければならない（改正振替法159条の2第1項）
→振替株式発行会社は、改正会社法施行日に定款変更をしたものとみなされる（今回の事項の定款変更議案を株主総会に提出する必

要は無し。整備法10条2項)。

※但し、みなし定款変更対象会社も、施行日から6ヶ月以内に開催される株主総会に関しては、従前通り(整備法10条3項)

※株券発行会社又は株式譲渡制限会社の場合は、定款変更手続きが必要

- ・電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定めを登記する必要がある(改正法911条3項12号の2)

ii) 電子提供できる書類(改正会社法325条の3第1項)

ア) 株主総会参考書類

イ) 議決権行使書面

ウ) 会社法437条の計算書類及び事業報告

エ) 会社法444条6項の連結計算書類

iii) 電子提供措置の対象となる事項(改正会社法325条の3第1項)

ア) 株主総会の招集に際して決定すべき事項(会社法298条1項各号)

イ) 株主総会参考書類に記載すべき事項(同301条1項、302条1項)

ウ) 議決権行使書面に記載すべき事項(同301条1項)※

エ) 株主提案による議案の要領(同305条1項)

オ) 計算書類及び事業報告に記載される事項(同437条)

カ) 連結計算書類に記載される事項(同444条6項)

キ) 上記の各事項を修正した場合におけるその旨及び修正前事項

※議決権行使の場合は、株主毎にIDとPWを発行した上で、個別のウェブサイトを提供となる。

→議決権行使については従前の紙媒体を利用する会社が、当面は一定程度存在するものと予想(紙媒体の議決権行使書面は、株主総会の入場票の機能もあるため)

iv) 電子提供措置期間(改正会社法325条の3第1項)

- ・電子提供措置期間の開始日については、株主総会日の3週間前の日又は株主総会招集通知の発送日のいずれか早い日から、株主総会の

日後3ヶ月を経過する日までの間

→印刷や郵送の手間が省略できることから、現行法の株主総会の日
の2週間前（公開会社の場合）より早めることができる。

v) E D I N E Tの利用（改正会社法 325 条の3 第3項）

- ・ E D I N E T（有価証券報告書等を開示する開示用電子情報処理組織）によって、金商法に基づいて電子提供措置事項を含む有価証券報告書を電子提供措置開始日までに開示する場合（議決権行使書面に記載すべき事項は除く）には、当該開示をもって電子提供制度を採用したものとみなされる。

→自社のHPではなく、証券取引所のウェブサイトでの掲載も可能
ということ。但し、従前より大幅前倒しの有報対応が必要

※議決権行使書面は、別途株主に送付又は電子提供措置を行う必要あり

vi) 株主総会招集通知の特則（改正会社法 325 条の4 第1項・2項）

- ・ 株主総会招集通知は、株主総会資料が電子提供されたものと認識し、ウェブサイトアクセスすることを促すためのものとの位置付け

※現行法では、非公開会社は株主総会日の1週間前までに発送すればよかったものの、改正後は、公開会社のみならず非公開会社であっても電子提供措置制度を採用する場合には、2週間前までの発送が必要ということ

- ・ 電子提供措置を採用する会社は、現行法と比較して株主総会通知の記載事項が大幅に簡略化される見込み

vii) 書面交付請求（改正会社法 325 条の5）

- ・ 電子提供制度を利用することが困難な株主等、書面の交付を希望する株主は、ウェブサイトに掲載された資料を書面により交付することを請求できるものとする。
- ・ 会社は、基準日までに書面交付を請求した株主のみに交付すればよいこと、また振替株式の株主の場合は、振替機関を経由して請求する（改正振替法 159 条の2 第2項）。
- ・ 書面交付請求は、別途株主が撤回を行わない限り、その後の全ての

株主総会において有効に機能する。

→会社は、書面請求株主に対して書面提供終了に関する催告制度の利用が可能

viii) 電子提供制度の中断（改正会社法 325 条の 6）

- ・電子提供制度の中断にもかかわらず、当該制度が有効とされる場合の要件があり。

④適用時期

- ・改正会社法施行後（3 年 6 ヶ月後）最初に終了する事業年度に関する株主総会から適用

（２）株主提案権の行使の制限

①内容

- ・株主の議案通知請求権（会社法 305 条 1 項）の行使制限のための措置

②目的

- ・近年、一人の株主により膨大な数の議案が提案・通知請求されることにより、株主総会の円滑な運営に支障を来したり、招集通知の印刷等に要するコストが増加する弊害を除去

③改正内容（改正会社法 305 条 4 項・5 項）

- ・株主が提案することができる議案の数の上限については、10 とする。
※株主が共同提案した場合も、各々で別個にカウント（10 の制限を受けるということ）
- ・役員の選解任、会計監査人の不再任については、議案の数に関わらず、一つの議案とみなす。
- ・複数の事項に関する定款変更に関する議案の数については、複数の議案について異なる議決がされたとすれば、当該議決の内容が相互に矛盾するような場合はまとめて一つの議案とみなし、それ以外は、一事項毎に一議案として数える。

※当初案にあった株主が他人を侮辱したり困惑させる目的や株主共同利益に反する提案という内容面での制限については、国会での修正により削除された。

④適用時期

- ・改正会社法施行後（１年６ヶ月後）の議案通知請求に適用

４－２．取締役等の報酬

（１）取締役の報酬等決定方針（改正会社法 361 条 7 項・4 項）

①概要

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（具体的には、別途会社法施行規則で規定³）を取締役会で決定することの義務づけ（個別の報酬額を定款や株主総会決議で定めていない場合）

②株主総会での説明

- ・不確定額報酬（現行会社法 361 条 1 項 2 号）や非金銭報酬（同 3 号）の議案内容にとどまらず、確定額報酬（同 1 号）についても、報酬議案を相当とする理由の説明が必要となる。

→議案の賛否に影響

③適用時期

- ・改正会社法施行後の取締役会・株主総会から適用

（２）株式報酬・ストックオプション（改正会社法 361 条 1 項・3 項、202 条の 2、236 条 3 項・4 項）

①概要

- ・会社株式や新株予約権を取締役の報酬とする場合は、定款に定めていない限り、株主総会の決議により一定事項（株式や新株予約権の数等。具体的には会社法施行規則で規定）を定めることが必要
- ・上場会社の取締役・執行役への報酬等として利用する場合に限り、株式の発行や新株予約権の行使に際して払込みを不要とすることが可能

②無償割当の際の定める事項と開示

- ・取締役の報酬等として募集株式や新株予約権を発行するときは、それらの発行と引き換えに出資の履行を要しない旨や割当日を定める必要

³ 報酬等の種類ごとの比率に係る決定の方針、業績連動報酬の有無と内容に係る決定の方針、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法（代表取締役に決定を一任するか否かも含む）等の規定が予定されている。

- ・公開会社は事業報告で役員報酬に関する追加の記述が求められる予定⁴

③適用時期

- ・改正会社法施行後の株主総会決議後

4-3. 会社と役員等⁵の補償契約・役員等賠償責任保険

(1) 会社と役員の補償契約（改正会社法 430 条の 2）

①概要

- ・役員等がその職務の執行に関して発生した費用や損失の全部又は一部を会社が負担する制度

②内容

i) 対象範囲（同条 1 項・2 項）

- ・法令違反の疑いや責任追及に係る請求に関する防御費用としての支出（不祥事の疑いに対する調査費用等）及び第三者に生じた損害賠償による損失（損害賠償金・和解金）
- ・防御費用の補償は役員の善意・無重過失要件が課されない一方で、第三者への損害賠償は、善意・無重過失要件あり
- ・損害賠償金や和解金の補償は、役員の対第三者責任についてであるため、株主代表訴訟制度や会社からの請求、罰金や課徴金に対する適用は無し
- ・補償を受けた役員が自己若しくは第三者の利益を図る目的でその職務を執行したことを認識していたときは、会社は返還請求が可能

ii) 手続き（同条 1 項但書・4 項）

- ・補償内容につき、株主総会（取締役会設置会社は取締役会）での決議（取締役会設置会社は実施後の報告も）が必要
- ※利益相反取引のと同様（会社法 356 条 1 項・365 条 1 項）
- ・公開会社の場合は、当該役員の氏名・補償契約の概要等一定事項について事業報告の開示項目（会社法施行規則で定められる予定）

⁴ 報酬等の決定方針、株主総会の決議に関する事項、報酬等の委任に関する事項、業績連動報酬に関する事項、職務執行の対価として会社が交付した株式・新株予約権に関する事項、報酬等の種類ごとの総額

⁵ 役員等とは、取締役・会計参与・監査役・執行役・会計監査人のこと

③適用時期

- ・改正会社法施行後に役員が締結した補償契約に適用

(2) 役員等賠償責任保険（改正会社法 430 条の 3）

①概要

- ・役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補する保険であり、役員等を被保険者とする保険（損害保険会社との保険契約）
※保険料は会社負担であるが、役員個人への所得税の課税はなし（2016年 国税庁発表）。

②対象範囲

- ・法律上の損害賠償責任を求められた時に支払う賠償金や和解金・調停・示談等法律上支払うべき賠償金が支払い対象
- ・争訴費用（弁護士への着手金・報奨金・裁判所への手数料・調査費等）も保険対象
- ・罰金や過料、生産物賠償責任保険（P L 保険）、自動車賠償責任保険等は除外

③手続（同条 1 項）

- ・会社と役員との補償契約と同じ（株主総会決議又は取締役会等の決議と公開会社は、一定事項を事業報告開示⁶）

④適用時期

- ・改正会社法施行後に役員が締結した補償契約に適用

★改正会社法の適用となる D & O 保険は、施行日以降のため、既に D & O 保険に加入している会社は、新設された会社と役員との補償契約も含めて、改めて契約内容を精査し、適切な保険契約となるような見直しを検討することになる。

⁶ 被保険者、契約内容の概要等が予定（改正会社法施行規則による）

4—4. 株式交付制度（改正会社法 2 条32号の 2、774 条の 2～11、816 条の 2～10）

①概要

- ・株式会社が他の株式会社を新たに子会社化（議決権株式の 50 %超を取得）とするために、当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式会社の譲渡人に対してその対価として自社の株式を交付する制度

※従来は、自社株式の交付は、完全子会社化するための株式交換制度に限られていたことに対して、改正会社法施行後はM&Aとしての手法が採用しやすくなる。

※既存の子会社株式比率増加の目的は対象外

②手続

- ・株式交付をする場合、子会社化しようとする会社（親会社）は、株式交付計画を作成した上で⁷、小会社化する会社の株主に対して計画の内容を通知し申込みを受ける。
- ・子会社化しようとする会社は、効力発生日の前日までに株主総会の特別決議により株式交付計画の承認・決議を受ける必要
- ※子会社される会社は株主総会決議は不要（∵株式の譲渡しの判断は個々の株主）
- ・反対株主の株式買取請求制度、株式交付を止めることを請求する制度等、合併等の組織再編制度と同様の規定がある。

③適用時期

- ・改正会社法施行後

4—5. 訴訟上の和解（改正会社法 849 条の 2）

①概要

- ・会社が取締役・執行役らの責任追及をする訴えに係る訴訟上の和解をする場合は、各監査役・監査（等）委員の同意を得る必要

⁷ 株式交付計画の記載事項は、譲り受ける株式数の下限、譲渡す株式の数、効力発生日等（改正会社法 774 条の 3 第 1 項）。

②趣旨

- ・ 会社が取締役らとなれ合い的な和解を行うことを防止するために、執行部門から独立した監査役らの全員の同意を必要としたもの
- ※会社が被告取締役に補助参加する場合に監査役らの全員の同意要件を定めている場合（会社法 849 条 3 項）と同じ趣旨・同じ手続き

最後まで御清聴 有難うございました。

【参考文献】

高橋 均『監査役監査の実務と対応（第6版）』同文館出版（2018年）

高橋 均『実務の視点から考える会社法（第2版）』中央経済社（2020年）